

第9回 公営企業の経営のあり方に関する研究会 議事概要

本研究会の報告書案及び報告書の活用方法について検討を行い、各委員から出された主な意見等は以下のとおり。

研究会報告書案について

- 民間活用については、これまでは維持管理中心で、期間も長くて3～5年だった。ただ、これからは更に進めて、施設・設備の包括的な更新マネジメント等を含む従来よりも中長期の委託を行うことで、現状以上の収入増加が見込めない成熟型事業分野においても、有意な経営改善を図ることが可能となる。今後は、「公民連携」の形態もこのような形でより一層進化させていくことが重要。報告書の記載内容はこれで問題ないと考えるが、そうした民間活用の更なるメリットを理解してもらえそうな報告書の活用・普及方法を検討する必要がある。
- 報告書では、公営企業の現状と課題についてはよく整理されている。現場感覚からすると、現状と課題は認識しているものの、広域化等のメリットをあまり理解できていない、また、理解していても一事業体がどこまで取り組めるのかという問題もあるのではないかと感じる。
- 水道事業の「(5) 改革の方向性」の「(イ) 民間活用」の部分(14頁)の記載をもう少し充実させたほうが良いと考える。例えば、「(6) 改革の検討に当たっての留意点」の「<更なる民間活用の意義>」(16頁)に記載してある事項を付け加えるなどを検討してはどうか。
- 本報告書は、抜本的な改革を検討する上での課題を整理し、自治体に改革についての選択肢を提示するという意味で重要だと考える。具体的な改革の中身については、先進・優良事例集において、誰が主導したもので、その検討や合意形成の過程など、改革がどう進んだかについて具体的なプロセス等を紹介すると良いのではないか。
- 民間譲渡については、「経営状況が良い時でも」というより、むしろ「経営状況が良い時こそ」検討し、譲渡資金をよりふさわしい公的用途へ再投資するという発想が重要。総論部分への記載を検討してはどうか。
- バス事業の「(5) 改革の検討に当たっての留意点」において、「努力義務」という言葉がある(27頁)が、何についての努力義務かということを明示してはどうか。
- 総論部分の「(3) 検討結果の活用」の「<総務省>」の部分(8頁)に関し、バス、電気、観光施設(休養宿泊施設)、駐車場の4事業について、前頁の記載を踏まえ、経営比較分析表の作成・公表対象とするべきだと考えた理由に係る記載を追記したほうが分かりやすいのではないか。
- 交通事業の持続可能性という観点から考えれば、経営の効率化を考えるに当たっても、その前提として安全性に配慮する必要があるということを記載してはどうか。

報告書の効果的な活用方法について

- 中小規模の自治体では、報告書は分量が多く全文を読むのは難しいと感じる。そのため、役職者用、一般職員用とでパターンを分け、周知用の分かりやすい資料を作るのはどうか。
- 中小規模の自治体事業者に読んでもらうことが必要だと感じる。特に、ICTを活用したスマート化・標準化をいかに促進するかについて、中小規模の自治体事業者が考え、取り組めるかについて周知の工夫をしてみてもどうか。
- 各事業者が改革の検討について具体的に考えるという当事者意識を持ってもらうことが大切であり、研修や人的支援事業（公営企業経営支援人材ネット事業・地方公営企業等経営支援アドバイザー事業）を通じた周知も効果的だと思う。
- トップダウンとボトムアップは双方の問題意識が噛み合わないとうまくいかないため、ターゲットごとにパターンを分けた周知と改革への意識付けが必要だと感じる。
- 市町村への周知については、都道府県にその役割を担ってもらうことが重要ではないか。
- 事業担当者は目の前の業務で精一杯であり、経営に関する危機意識は必ずしも高くないと感じる。しかしながら、現状の経営を続けたのでは経営基盤の強化につながらないため、将来の経営がどうあるべきかについて考えるために報告書を活用することが必要だと考える。
- 事業担当者は、自分の担当業務についてだけでなく、事業全体としての危機意識を持つことが必要。周知の方法については、各事業団体の勉強会や事業ごとの研修会、公営企業全般としての研修（例えば、「経営戦略」の策定支援や抜本的な改革の検討をテーマとしたもの）等が効果的ではないか。
- 危機意識の周知については、行政単体ではなく、地域の大学や金融機関、当該団体の議会の議員等と連携した活動も効果的だと考える。

以上